

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	大塚勝久
【住所又は本店所在地】	東京都渋谷区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成27年11月18日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社大塚家具
証券コード	8186
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	大塚勝久
住所又は本店所在地	東京都渋谷区
事務上の連絡先及び担当者名	芝綜合法律事務所 弁護士 萩原新太郎
電話番号	03-5425-2911

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	大塚千代子
住所又は本店所在地	東京都渋谷区
事務上の連絡先及び担当者名	芝綜合法律事務所 弁護士 萩原新太郎
電話番号	03-5425-2911

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No. 9
訂正される報告書の報告義務発生日	平成27年11月11日
訂正箇所	変更報告書No. 9の報告事項である平成27年11月10日付株式売買委託契約の委託株式数の減少は、変更報告書提出の対象である重要事項の変更に該当しないため、変更報告書No. 9の提出を取り下げる。